

登録日本語教員に係る経過措置の検討のための 民間試験の選定結果について

1. 登録日本語教員に係る経過措置の検討のための民間試験の選定について

- 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて(報告)」(令和5年1月25日)にて、「現職日本語教師のうち必須の教育内容との適合性を有する試験合格者に対する経過措置」を検討することとされている。
- 上記方針を踏まえ、経過措置の対象となり得る民間試験を公募し、法の実施に必要な細目等を定める文部科学省令等を審議会等で検討する中で、民間試験を選定し、当該民間試験の合格者を対象とした経過措置について検討することとし、本年6月28日から7月13日までの期間で公募を行った。

2. 民間試験の選定方法について

- 応募のあった民間試験については、有識者の協力を得て文化庁において選定し、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に設置された登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループに報告し、その合格者に対する経過措置を検討することとしている。
- 民間試験の選定は、以下の選定基準について確認できる情報を基に実施した。
〔選定基準〕
 - (1) 日本語教育機関で日本語教育を担当し、又は担当することを希望する者を主な対象に、日本語教育を行う能力を測ることを目的としたものであること。
 - (2) 申請時点において、過去5年以上にわたり毎年1回以上試験を実施してきたこと。
 - (3) これまで実施した試験の全部又は一部の内容が次に掲げる条件のいずれにも適合すること。
 - ① 各回の出題範囲が、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版」(平成31年3月4日文化審議会国語分科会)に示された「必須の教育内容」50項目を概ね網羅していること(少なくとも「日本語教育のための教員養成について」(平成12年3月30日日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議)で示された16下位区分を網羅していること)。
 - ② 各回の問題において「必須の教育内容」50項目(少なくとも16下位区分)がバランス良く出題されていること。
 - ③ 各回の問題の出題内容がほぼ全て「必須の教育内容」50項目のいずれかに該当すること。

(4) これまで実施した試験の全部又は一部の実施にあたり、信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

- ① 試験業務の管理を行う専任の部門を置いていること。
- ② 試験に関する不正行為を防止するための措置を講じていること。
- ③ 試験における評価基準や合格基準の策定等において、客観的な評価ができるよう必要な措置を講じていること。
- ④ 情報管理を適切に実施していること。
- ⑤ 終了した試験の問題又は問題のサンプルを公表していること。

- 上記(3)(4)の基準は、対象となる民間試験がこれまで実施した各回の試験及び今後令和5年度内に実施を予定する試験について確認し、同一の民間試験の中でも回ごとに選定基準に関する状況を精査し、選定することとする。

3. 申請状況・選定結果について

[申請状況]

申請：1件 日本語教育能力検定試験（実施主体 公益財団法人日本国際教育支援協会）

[選定結果]

対象試験： 日本語教育能力検定試験（実施主体 公益財団法人日本国際教育支援協会）のうち、昭和62年度から令和5年度までの間に実施の試験

選定理由： 上記試験は2. 記載の選定基準を満たすものであるため。

附帯意見： 上記試験のうち、特に昭和62年度から平成14年度に実施されたものについては、出題範囲に「日本語教育のための教員養成について」（平成12年3月30日日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議）で示された16下位区分のうち、「⑥異文化コミュニケーションと社会」、「⑪異文化教育とコミュニケーション教育」、「⑫言語教育と情報」が含まれていないものと思われる。このため、経過措置対象者への講習及び講習修了認定試験の中で、これらの知識・技能を補うこと、又はこれらの知識・技能を有することを確認することが適当である。

4. 選定作業に協力いただいた有識者（敬称略、五十音順）

伊東 祐郎（国際教養大学専門職大学院特任教授）

金田 智子（学習院大学教授）

野田 尚史（日本大学グローバル教育研究センター長）